

## 信州の環境にやさしい農産物認証実施要領

	平成 20 年 10 月 10 日	20 農技第 358 号農政部長通知
一部改正	平成 21 年 11 月 10 日	21 農技第 421 号農政部長通知
一部改正	平成 22 年 12 月 3 日	22 農技第 462 号農政部長通知
一部改正	平成 24 年 11 月 21 日	24 農技第 423 号農政部長通知
一部改正	平成 25 年 12 月 16 日	25 農技第 455 号農政部長通知
一部改正	平成 26 年 11 月 13 日	26 農技第 434 号農政部長通知
一部改正	平成 28 年 10 月 20 日	28 農技第 397 号農政部長通知
一部改正	平成 29 年 12 月 6 日	29 農技第 420 号農政部長通知

### (趣旨)

第 1 条 この要領は、信州の環境にやさしい農産物認証要綱（以下「要綱」という。）に基づき、信州の環境にやさしい農産物の認証に関する事務に必要な事項を定めるものとする。

### (定義等)

第 2 条 要綱第 2 条第 1 項の定めのうち「地区農薬使用回数」の 50%以上に満たない削減率で生産された農産物において、次に定めるすべての要件を満たすものについては、要綱第 2 条第 2 項の認証対象とする。

- (1) 果実の中の 7 品目 [りんご、ぶどう、なし、もも（ネクタリンを含む）、おうとう、すもも（プルーンを含む）、あんず] のいずれかであること
- (2) 「地区農薬使用回数」の 30%以上を削減して生産されたものであること
- (3) 当該年の該当品目栽培において、長野県 I P M 実践指標による実践レベルの評価結果が「B」以上であること

### (認証基準の策定等)

第 3 条 要綱第 2 条第 2 項に規定する「信州の環境にやさしい農産物認証基準」（以下「認証基準」という。）は、別記 1 のとおりとする。

### (認証申請の方法)

第 4 条 要綱第 3 条第 1 項の規定による認証申請を行うことができる者は、原則として長野県内に住所を有し、ほ場を所有又は借入れている者とする。なお、法人又は団体の要件については、次のとおりとする。

- (1) 農地所有適格法人
- (2) 農地法第 3 条第 3 項又は農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定に基づき農地を借入れている農地所有適格法人以外の法人
- (3) 農業協同組合
- (4) 小中学校、農業高校、農業関係専修学校及び福祉施設等
- (5) 次の全ての条件を満たす営農集団
  - ア 代表者の定めがあること
  - イ 組織及び運営についての規約の定めがあること
  - ウ 集団を構成する農業者が 3 戸以上であること

2 前項の「原則として長野県内に住所を有し、ほ場を所有又は借入れている者」とは、認証を受けようとする者（以下「認証申請者」という。）が県外の住所の場合は、生産工程管理者が長野県内に住所を有する場合は認めるものとする。

3 要綱第 3 条第 1 項の規定による信州の環境にやさしい農産物の認証申請は、次によるものとする。

- (1) 信州の環境にやさしい農産物認証申請書（以下「認証申請書」という。）の様式は、別記第 1 号様式によるものとする。
- (2) 認証申請書は、原則としてほ場が所在する地域振興局農政課へ、1 月末日までに提出するものとする。
- (3) 地域振興局農政課長は、必要書類を確認の上、農政部農業技術課へ進達するものとする。

- (4) 要綱第3条第2項の規定による依頼の様式は、別記第2号様式によるものとする。
- 4 申請は、前条の認証基準で定める品目単位に行うものとする。
- 5 申請場所は、原則として申請者が居住する地域のある地域振興局が管轄する範囲とする。

(認証)

- 第5条 要綱第3条第3項の規定による認証通知書の様式は、別記第3号様式によるものとする。
- 2 認証番号は次によるものとし、継続して認証する場合で、申請者、品目、認証区分が同一の場合は、同一認証番号とする。  
○○ - ○○○○○  
認証区分                  番号
  - 3 認証期間は、原則として3月1日から翌年2月末日までとする。なお、2月末日以降まで出荷・販売を予定している場合は、申請した販売予定期間の終了までとする。

(認証表示)

- 第6条 要綱第3条第3項の規定により使用を許可する認証票の様式は、別記第4号様式に定めるとおりとする。
- 2 認証票の表示方法は、認証を受けた農産物へ認証票を貼付するか、容器包装類への貼付又は印刷によるものとする。なお、販売方法等により必要としない場合は、あらかじめ申請にその旨を記入することにより、農産物等への貼付を省力することができる。
  - 3 前項に定める他、次のいずれかの場合は使用できるものとする。
    - (1) 認証制度を消費者に周知するための表示であって次の場合
      - ア 予約をとる場合等のチラシ広告
      - イ 直売等で専用売場を設けて販売する場合の看板広告、ポスター、ポップ等
      - ウ 認証農産物の生産者及び団体（以下「認証農産物生産者」という。）のホームページ
    - (2) その他、知事が特別に認めた場合

(審査機関)

- 第7条 要綱第4条に基づく審査機関として、一般財団法人長野県農林研究財団を指定するものとする。
- 2 要綱第4条第2項の報告様式は、別記第5号様式により、1月末日までに報告するものとする。
  - 3 審査員は、専門的知識を有し、客観的、合理的に審査ができる者とする。

(書類審査)

- 第8条 要綱第5条第1項の規定による審査結果報告は、別記第6号様式により行うものとする。

(現地確認調査)

- 第9条 要綱第5条第2項の規定による現地確認調査は、審査機関が次に定める事項について行うものとする。なお、調査時期は収穫前とし、認証農産物生産者との日程調整については、地域振興局農政課が行い、調査当日は同行するものとする。
- (1) 生産ほ場及び栽培管理状況
  - (2) 土壌改良資材、肥料及び農薬等使用状況の認証基準、要綱第3条第1項の信州の環境にやさしい農産物生産計画及び要綱第8条第1項の信州の環境にやさしい農産物変更届との適合状況
  - (3) その他必要と認める事項
- 2 要綱第5条第2項の規定による現地確認調査にあたり、認証農産物生産者は、全生産者の土壌改良資材、肥料及び農薬等の使用状況を確認できる管理・記録簿等の資料を審査員へ提出しなければならない。
  - 3 第1項第1号の確認は、認証農産物生産者のほ場から審査機関が無作為に抽出して実施するものとする。
  - 4 第1項第2号の確認は、第2項に規定する資料を調査の上、実施するものとする。
  - 5 要綱第5条第2項の規定による結果報告書の様式は、別記第7号様式によるものとする。
  - 6 要綱第5条第3項の確認は、農業改良普及センターが行うものとする。
  - 7 その他必要な事項は、別に定める。

(審査手数料)

第10条 要綱第6条による審査手数料は、審査機関が定めるものとする。

- 2 審査手数料は申請前に納付し、認証申請書に納付を証明する書類の写しを添付するものとする。
- 3 審査手数料は、審査結果にかかわらず返還しないものとする。

(認証の取消し)

第11条 要綱第7条の規定による認証の取消通知は、別記第8号様式により行うものとする。

(計画の変更)

第12条 要綱第8条第1項の規定による信州の環境にやさしい農産物生産計画の変更は、次によるものとする。

- (1) 要綱第8条第1項の規定による信州の環境にやさしい農産物生産計画変更届(以下「変更届」という。)の様式は、別記第9号様式によるものとする。
  - (2) 要綱第8条第1項の規定による別に定める変更届の提出が必要な事項は、別表1のとおりとする。  
また、変更届の提出が不要な事項は、別表2のとおりとする。ただし、変更届の提出が不要な場合であっても変更内容については、現地確認調査の際、審査員に報告するものとする。
  - (3) 変更届は、認証申請書を提出した地域振興局農政課へ提出するものとする。
  - (4) 地域振興局農政課長は、必要書類を確認の上、別表1に沿って、農政部農業技術課へ進達するものとする。
  - (5) 要綱第8条第3項に規定する審査機関の書類及び現地審査の結果の報告は、別記第9号様式の所定の欄への審査員の署名等をもってあてる。
- 2 要綱第8条第5項に規定による変更届を不受理とする事項は別表3のとおりとする。

(認証農産物生産者の責務)

第13条 要綱第9条第1項第1号の規定は、信州の環境にやさしい農産物の生産、販売・出荷、品質管理、及び土づくりの状況、農薬、肥料・土壌改良資材の購入使用状況、並びに認証票の使用・保管の各記録の内容、若しくはこれら記録簿に適用するものとする。

- 2 要綱第9条第1項第4号の規定による認証ほ場看板は、原則、審査機関が送付するものを使用し、各生産者の代表となるほ場に設置するとともに、代表となるほ場以外のほ場には写し(拡大・縮小可)を設置するよう努める。
- 3 要綱第9条第1項第5号の規定による届出は、別記第10号様式により行うものとし、速やかに地域振興局農政課を経由して、農政部農業技術課に報告するものとする。
- 4 要綱第9条第1項第6号の規定による実績報告書の様式は、別記第11号様式によるものとし、その報告期限は、認証期間終了後30日以内に、地域振興局農政課を経由して、農政部農業技術課に報告するものとする。

(生産工程管理者の役割)

第14条 要綱第10条の規定による生産工程管理者の役割は、以下のとおりとする。

- (1) 生産ほ場の状況の把握と適切な指導
- (2) 現地確認調査への立ち会い
- (3) 組織内の生産者から提出される書類の内容確認及び取りまとめ
- (4) 肥料、農薬、環境にやさしい農業等に関する研修会への参加等による技術習得

(認証農産物の販売先での認証票の使用について)

第15条 要綱第11条の規定による申請書の様式は、別記第12号様式によるものとする。

- 2 要綱第11条第2項の規定による許可書の様式は、別記第13号様式によるものとする。
- 3 要綱第11条第4項の規定による実績報告書の様式は、別記第14号様式によるものとし、その報告期限は、認証票使用期間終了後30日以内とする。

(その他)

第 16 条 次の各号に該当する者及び団体からの認証申請は受理しないものとする。

- (1) 要綱第 7 条第 1 項第 3 号又は第 5 号の規定により、認証を取り消された者及び団体。
- (2) 要綱第 9 条第 1 項第 6 号の報告のない者及び団体。
- (3) 土壌診断結果に基づく施肥の実施等技術的な改善の指摘を受けても、なお、改善する意欲のない者及び団体。
- (4) 要綱・実施要領に規定される事務手続き等について改善の指摘を受けても、なお、改善する意欲のない者及び団体。

附則

この要領は、平成 20 年 10 月 10 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 11 月 10 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 12 月 3 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 11 月 21 日から施行する。

この要領は、平成 25 年 12 月 16 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 11 月 13 日から施行する。

この要領は、平成 28 年 10 月 20 日から施行する。

この要領は、平成 29 年 月 日から施行する。

別記 1

(実施要領第 3 条関係)

## 信州の環境にやさしい農産物認証基準

### 1 対象とする作目・品目等

「作目・品目等」は、原則として以下のとおりとする。

作 目	品 目
穀 類	米、麦類
豆 類	大豆
雑 穀 類	そば
果 実	りんご、ぶどう、なし、もも (ネクタリンを含む)、おうとう、すもも (プルーンを含む)、うめ、かき、ブルーベリー、くり、あんず
野 菜	はくさい、キャベツ、ほうれんそう、根深(軟白)ねぎ、野沢菜、レタス、非結球レタス、セルリー、ブロッコリー、アスパラガス、パセリ、だいこん、ながいも、ばれいしょ、たまねぎ、生食トマト、ミニトマト、きゅうり、ピーマン、さやいんげん、さやえんどう、スイートコーン、なす、かぼちゃ、すいか、いちご、チンゲンサイ、みずな、みぶな、葉ねぎ、カリフラワー、ズッキーニ、エダマメ、にんじん、にんにく、カラーピーマン
特用作物	茶

上記の作目・品目以外については、事前に別途協議するものとする。

### 2 認証区分等

(1) 地域慣行施肥量及び地区農薬使用回数については、「長野県における当該農産物について慣行的に行われている化学合成農薬の使用回数及び化学肥料の窒素分量 (以下「地域慣行基準」) の基準を用いる。

※「地区農薬使用回数」とは

地域慣行基準の農薬使用回数に、複数の有効成分を含んでいる混合剤(殺虫+殺虫又は殺菌+殺菌)や、作物により植物成長調整剤、塗布剤等の加算できる農薬を使用した場合は、使用した回数を加算した延べ使用回数をいう。

(2) 前項に基づく、比較の基準が定められていない品目については、別途協議する。

(3) 認証区分は、以下によるものとする。

ア 50-50

化学肥料 (要綱第 2 条の別表 1 の肥料を除く。) 及び化学合成農薬 (要綱第 2 条別表 2 の農薬を除く。) について、「地域慣行施肥量」及び「地区農薬使用回数」の 50%以上を削減した方法で生産された農産物

イ 50-30

化学肥料 (要綱第 2 条の別表 1 の肥料を除く。) 及び化学合成農薬 (要綱第 2 条別表 2 の農薬を除く。) について、「地域慣行施肥量」の 50%以上の削減及び「地区農薬使用回数」の 30%以上を削減した方法で生産された農産物で、実施要領第 2 条に該当する場合

### 3 生産管理等の基準

#### (1) 生産ほ場及び生産計画に関する事項

ア 生産ほ場は、他のほ場と明確に区別されていること。

#### (2) 土づくりに関する事項

ア 土壌診断は、1生産者あたり1カ所以上のほ場について、3年に1回以上実施すること。  
養液栽培にあつては、原水診断をおこなうこと。

イ 土壌診断に基づき、原則として以下のいずれかの方法により土づくりを行うこと。

(ア)「長野県における持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」(以下「指針」という。)に基づき、土づくり技術を実施。

(イ)「主要穀類等指導指針」に基づき、土づくりを総合的に実施。

(ウ)「果樹指導指針」に基づき、深耕、草生栽培等の土壌管理技術を適切に実施。

(エ)「野菜栽培指標」に基づき、地力の維持、増進を総合的に実施。

(オ)養液栽培にあつては、原水診断に基づいた施肥設計を行い、養液に用いた廃液及び廃培地の適正な処分を行う。

ウ 未熟な堆肥が施用されていないこと。

エ 有機質資材の投入にあつては環境に配慮するものとし、施用量は「有機質資材適正施用ガイドライン」又は「有機物施用の手引き」に準ずること。

#### (3) 施肥等に関する事項

ア 指針等に基づき、科学的・合理的に化学肥料の使用量が低減されていること。

イ 原則として、肥料取締法第4条第1項第3号に規定される普通肥料(以下「汚泥肥料等」という。)の投入がされていないこと。

ただし以下の条件を満たす汚泥肥料等に限っては、審査の対象とする。

(ア)肥料の原料が地域内で発生し、製品が地域内で流通していること。(地域内流通の範囲は、原則として市町村又はJAの管内とする。)

(イ)製品のカドミウム含量が、現物窒素全量の含有率1%につき0.00008%以下のものであること。

ウ 有機入り肥料の有機由来成分は、施肥量にはカウントしない。

#### (4) 病害虫及び雑草防除に関する事項

ア 指針等に基づき、科学的・合理的に農薬の使用回数が低減されていること。

イ 極端な品質及び生産性の低下を防ぐため、「農作物病害虫・雑草防除基準」及び長野県IPM実践指標を参考に総合的病害虫・雑草管理(IPM)に取り組んでいること。

### 4 その他

#### (1) 流通・販売計画

生産計画と比較して整合がとれていること

#### (2) 認証票の利用計画

生産計画と比較して整合がとれていること

(実施要領第 12 条関係)

別表 1

変更届の提出が必要な事項	変更届提出時の地域振興局農政課の事務
①認証申請時に生産計画書に記載した土壌改良資材、化学肥料、化学合成農薬（要綱第 2 条 別表 2 の農薬を除く）を変更する場合	現地調査において、審査員に変更内容の確認を受け、適切であると判断された後、速やかに農業技術課へ進達する。
②認証面積を変更する場合 ③集団において生産者を変更する場合 ④認証票の利用方法を変更する場合 ⑤制作枚数を変更する場合	速やかに農業技術課へ進達する。

別表 2 変更届の提出が不要な事項

①認証申請時に生産計画書に記載した化学肥料を施用しない場合又はその施用量を減少する場合 ②認証申請時に生産計画書に記載した化学合成農薬を使用しない場合又はその使用回数を減少する場合
-----------------------------------------------------------------------------------------------

別表 3 変更届を不受理とする事項

①認証区分を変更する場合 ②集団において生産者を増やす場合（ただし、予め納めた審査料の対象範囲内の増加は除く） ③化学肥料及び化学合成農薬の削減率が、認証区分に係る認証基準を満たさない場合。 ④その他、現地審査において審査員から変更届の内容が認証基準を満たさないと判断された場合
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

別記第1号様式

個人 ・ 集団 ( ) 生産者数	
新規 ・ 継続	
認証番号	50-※ -
品目	

※ 継続申請の場合は、前年の認証番号を記載  
(継続とは、品目・区分が同じ場合に限る)

## 信州の環境にやさしい農産物認証申請書

年 月 日

長野県知事 様

(申請者)

住 所  
〒

氏 名 (団体にあっては、団体名及び代表者氏名)

印

(自筆の場合は押印不要)

(※) 電話番号 :

(※) FAX番号 :

(※) e-mail アドレス :

(※) ホームページURL :

(※は、任意。HP掲載希望の場合は記入してください)

このことについて、信州の環境にやさしい農産物認証要綱第3条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

(添付書類)

- 1 信州の環境にやさしい農産物生産計画書 (別記第1号様式の2)
- 2 審査手数料の振り込み証明の写し

(個人情報について)

本申請書及び添付資料の個人情報は、「信州の環境にやさしい農産物認証」のための審査等にもみ使用します。  
なお、認証された場合は、氏名(団体の場合は団体名及び代表者名)・品目・認証区分についてはHP上で公表します。



## 信州の環境にやさしい農産物生産計画書

1 (申請者)

住 所：〒

氏 名 (団体にあっては、団体名及び代表者氏名)

：

電話番号：

2 生産計画の内容

(1) 生産農産物

認証を受けようとする品目	
作 型 名	
認証を受けようとする区分	
栽 培 期 間	年 月 ～ 年 月
収 穫 期 間	年 月 日頃 ～ 年 月 日頃 ( 収穫日数 日 )
現 地 確 認 調 査 希 望 時 期 (収穫開始直前)	年 月 日頃
栽 培 面 積	a
生産者数(※個人の場合は不要)	人
生産工程管理者 (※申請者と同一の 場合は記入不要)	氏 名
	所 属
	役 職 等
	住 所
	連 絡 先

注1) 作型名は、きゅうりなど地域慣行基準における区分が作型により分類されている場合に、「半促成加温・無加温」、「ハウス雨よけ」、「ハウス抑制」、「露地」などを記載する。

2) 認証を受けようとする区分は、認証区分である「50-50」又は「50-30」を記載する。

3) 栽培期間は、果樹など永年作物にあっては前年の収穫終了後から本年の栽培の収穫までの期間を記載する。

4) 収穫期間は、果菜類にあっては収穫日数を記載する。

5) 栽培面積は、野菜など1つのほ場で複数回栽培する場合にあっては、延べ栽培面積を記載する。

(2) 生産ほ場及び生産計画

番号	生産者氏名	所在地	面積 (a)	収穫予定量 (kg)	品種名
合計	人				

注1) 「所在地」欄は、ほ場単位に地番まで記入すること。

2) 「生産者氏名」欄は、法人申請にあつては、実際の栽培者、その他の申請にあつては、当該ほ場に  
係る権限をもった農業者を記載すること。

3) 面積は、ほ場の実面積を記載する。

(3) 土づくり等の概要

ア 土づくりの概要

直近の土壌診断実施年月	平成 年 月
-------------	--------

土壌診断結果に基づく土づくり計画
※ 必ず記入すること

注1) 土壌診断書（養液栽培の場合は原水診断書）を添付のこと

2) 土壌診断は、3年以内であること。（申請時）

3) 本欄には、土づくりの考え方等を記載することとし、具体的な資材等については、(3)イ 土壌  
改良材等その他資材の施用計画に記載すること

4) 養液栽培にあつては、原水診断に基づき養液調整を行い、養液に用いた廃液及び廃培地の  
処理方法について記載すること。

イ 土壤改良材等その他資材の施用計画

単位：kg/10a、%

種類・名称	施用量	成分名及び成分量	備考

- 注1) 記載する資材は、石灰資材等土壤改良剤等の他、木酢液、漢方薬等について記載すること。  
 2) くみあい肥料ガイドブック（JA全農長野編）に未記載の肥料については、パンフレット等成分がわかる資料を添付すること。  
 3) 堆肥等の有機質資材は、資材名（牛糞堆肥、豚糞堆肥等）、10a 当たり施用量等を記載し、備考欄には施用時期、入手先等を記載すること。また、自家製造の場合は、製造方法（堆肥舎、スクープ式）、堆積期間等を備考欄に記載する。  
 4) レング等前年度に緑肥作物を栽培した場合は、緑肥作物名、は種量等を記載する。  
 5) 水稻作の場合で、前年作の稲わらをすき込んだ場合は、施用量を記載する。  
 6) 果樹等で、草生栽培を実施している場合は、草種、は種時期等を記載する。また、深耕を実施する場合は、年度別深耕計画を記載する。

(4) 肥料の施用計画

種類・名称	成分含有率 (%)				施用量 (kg/10a)	成分量 (kg)				備考
	N		P	K		窒素		リン酸	加里	
	有機由来					うち化学由来				
	①	②	③	④		⑤	① /100* ⑤	(①-②) /100*⑤	③ /100* ⑤	
合 計 (kg/10a)							a			
地区慣行施肥量(kg/10a)							b			
削 減 率 (%)							$100 \cdot (a/b) * 100$			

- 注1) 「種類・名称」欄は、窒素、リン酸、加里を含む、全肥料名を硫酸、BB286号等の一般的な名称を記載すること。  
 2) くみあい肥料ガイドブック（JA全農長野編）に未記載の肥料については、パンフレット等成分がわかる資料を添付すること。  
 3) 農業者や作型等によって施用する肥料の種類・名称が異なる場合は、表を追加し、個別に記載する。  
 4) 施用する肥料の種類・名称が同一の場合で、農業者や作型等によってその施用量が異なる場合は、最も削減率が低いものについて記載する。

(5) 農薬の使用概要 (水稻の場合)

対象作物:水稻

	使用農薬名	倍率・ 使用量	有効 成分数	散布 回数	成分 カウント (A)	除外 カウント (B)	慣行回数 への付加 カウント(C)	地域慣行農 薬使用回数 (D)
殺虫殺菌剤								
殺菌剤								
殺虫剤								
除草剤								
植調剤								
合計								

農薬の使用回数(A)-(B)	
地区農薬使用回数(C)+(D)	
削減率	

- 注) 1 当該栽培に係る防除暦を添付すること。  
 2 除草剤の倍率欄には10アール当り使用量(希釈水量)を記すこと。  
 3 成分カウント(A)欄は当該使用農薬の(有効成分数)×(散布回数)とする。  
 4 除外カウント(B)欄は当該使用農薬が、実施要領第3条に係る認証基準の別に定める農薬に該当する場合は、成分カウント数を記入する。  
 5 慣行回数への付加カウント(C)欄は当該使用農薬が混合剤等「地域慣行農薬使用回数」に加えるものに該当する場合は、その使用回数を記入する。  
 6 収穫時期や品種等の違いにより、複数の地域慣行農薬使用回数がある場合は、それぞれの基準毎に本表を作成する。  
 7 農業者毎に農薬の使用計画が異なる場合又は気候や作型等により複数の農薬の使用計画が考えられる場合は、表を追加し、個別に記載する。

ア 農薬使用の計画

(5) 農薬の使用概要 (パセリ、トマト、ミニトマト、キュウリ、ピーマン、カブピーマンの場合)

ア 農薬使用の計画

対象作物:

	使用農薬名	倍率	有効成分数	散布回数	成分カウント(A)	除外カウント(B)	慣行回数への付加カウント(C)
殺菌剤							
殺虫剤							
除草剤							
植調剤							
				合計			

地域慣行回数

	地域慣行農薬使用回数(D)	
収穫開始前		
収穫期間中 使用回数		(b) × (x) で算出
植調剤		
除草剤		
合計		

(b): 収穫期間中週当使用回数

(x): 収穫週数(収穫日数/7 小数点第1位まで)

農薬の使用回数(A)-(B)	
地区農薬使用回数(C)+(D)	
削減率	

注) 1 当該栽培に係る防除暦を添付すること。

2 除草剤の倍率欄には10アール当り使用量(希釈水量)を記すこと。

3 成分カウント(A)欄は当該使用農薬の(有効成分数) × (散布回数)とする。

4 除外カウント(B)欄は当該使用農薬が、実施要領第3条に係る認証基準の別に定める農薬に該当する場合は、成分カウント数を記入する。

5 慣行回数への付加カウント(C)欄は当該使用農薬が混合剤等「地域慣行農薬使用回数」に加えるものに該当する場合は、その使用回数を記入する。

6 収穫時期や品種等の違いにより、複数の地域慣行農薬使用回数がある場合は、それぞれの基準毎に本表を作成する。

7 農業者毎に農薬の使用計画が異なる場合又は気候や作型等により複数の農薬の使用計画が考えられる場合は、表を追加し、個別に記載する。

(5) 農薬の使用概要 (果実、その他の場合)

ア 農薬使用の計画

対象作物:

	使用農薬名	倍率	有効成分数	散布回数	成分カウント(A)	除外カウント(B)	慣行回数への付加カウント(C)	地域慣行農薬使用回数(D)
殺菌剤								
殺虫剤								
除草剤								
植調剤								
クレフノン等								
合計								

農薬の使用回数(A)-(B)	
地区農薬使用回数(C)+(D)	
削減率	

- 注) 1 当該栽培に係る防除暦を添付すること。  
 2 除草剤の倍率欄には10アール当り使用量(希釈水量)を記すこと。  
 3 成分カウント(A)欄は当該使用農薬の(有効成分数)×(散布回数)とする。  
 4 除外カウント(B)欄は当該使用農薬が、実施要領第3条に係る認証基準の別に定める農薬に該当する場合は、成分カウント数を記入する。  
 5 慣行回数への付加カウント(C)欄は当該使用農薬が混合剤等「地域慣行農薬使用回数」に加えるものに該当する場合は、その使用回数を記入する。  
 6 収穫時期や品種等の違いにより、複数の地域慣行農薬使用回数がある場合は、それぞれの基準毎に本表を作成する。  
 7 農業者毎に農薬の使用計画が異なる場合又は気候や作型等により複数の農薬の使用計画が考えられる場合は、表を追加し、個別に記載する。  
 8 要領第2条に該当する申請を行う場合、長野県 IPM 実践指標(当該年度の計画)を添付する。

イ その他耕種的防除法等病虫害防除対策

--

注1) 記載する内容は、発生予察体制の利用状況、ムシコンマルチ等の資材の利用、除草機械の利用等を記載する。

3 流通・販売計画の内容

(1) 流通・販売の概要

項 目	内 容
認 証 予 定 生 産 量	kg (前年実績: kg)
認 証 品 目 販 売 予 定 数 量	kg (前年実績: kg)
販 売 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
主 な 販 売 方 法	1 直接販売                      2 委託販売 3 市場出荷                      4 その他 (                      )
主 な 販 売 先	

4 認証票の利用計画

認 証 票 の 利 用 方 法 (該当項目に○ 複数選択可)	作 製 枚 数 等
1.農産物への直接貼付	枚
2.容器包装類への貼付	枚
3.容器包装類への印刷	枚
4.表示しない	
5.その他 (チラシ広告、直売所看板等、具体的に記入)	

審査機関の長 様

長野県知事 印

信州の環境にやさしい農産物認証の審査について(依頼)

信州の環境にやさしい農産物認証要綱第3条第2項に基づき、下記申請者の申請内容について審査を依頼します。

なお、本審査(書類審査・現地確認調査)で知り得た生産技術等の個人情報については、審査にのみ使用するものとしてください。

記

申請者一覧

申請者氏名	品目	認証区分	新規・継続	認証番号※	備考

※認証番号欄は、継続申請の場合は、昨年度の認証番号を記載  
※申請書を添付





信州の環境にやさしい農産物認証

# 認 定 書

住所

氏名

信州の環境にやさしい農産物認証要綱第3条第3項の規定に基づき、 年 月 日付けの申請について、認証基準を満たすものであることを認め、信州の環境にやさしい農産物に認証するとともに、認証票の使用を許可します。

年 月 日

長野県知事

印

品 目	
区 分	
認証番号	

認証票の使用許可に関する条件

認証票の使用許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日
環境にやさしい農産物の販売又は出荷数量	
認証票の利用方法	
認証票の作製枚数	
その他の条件	

【注意】

認証票の印刷に際しては本認証通知書を印刷業者に提示し、上記指定枚数の範囲内で作製してください。

## 信州の環境にやさしい農産物認証不許可通知書

住所

氏名

年 月 日付で申請のありました信州の環境にやさしい農産物認証について、認証基準を満たしていないため、認証できません。

年 月 日

長野県知事

印

- 1 品目
- 2 区分
- 3 理由

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に対して異議申し立てをすることができます。  
また、この処分の取り消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に知事を被告として、裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます。

＜認証区分 50-50 の場合＞



**50**

**長野県認証 No. 50-000000**

化学肥料の使用量、農薬の使用回数を  
50%以上削減して栽培しました。

＜認証区分 50-30 の場合＞



**30**

**長野県認証 No. 30-000000**

化学肥料の使用量を50%以上、  
農薬の使用回数を30%以上削減して栽培しました。

注1：認証マークはカラー印刷の場合、色の変更を認めない

○特色の場合

濃い緑：DIC250      薄い緑：DIC60

○CMYK4色印刷の場合

濃い緑：C100 M30 Y80 K0      薄い緑：C35 M0 Y80 K0

2：認証番号は必ず記載する



長野県知事 様

審査機関の長 印

信州の環境にやさしい農産物認証書類審査結果について(報告)

年 月 日付け 号で審査依頼のありました申請書について審査した結果は、下記のとおりです。

記

審査結果

申請者氏名	品目	認証区分	適・否	備考

※別記第6号様式の2個票を添付

信州の環境にやさしい農産物認証書類審査結果

審査年月日： 年 月 日  
 地域振興局名：  
 審査員氏名： 印

1 申請者等（団体にあつては団体名及び代表者氏名）

申請者名					
品目名		認証区分		認証番号※	

※ 認証番号欄は、継続申請の場合は、昨年度の認証番号を記載

2 審査結果

区 分	適・否	摘 要
1. 作目・品目	適・否	
2. 土づくり	適・否	
3. 肥料等の施用計画	適・否	
4. 農薬の使用計画	適・否	
5. 流通・販売計画	適・否	
6. 認証票利用計画	適・否	
7. IPM 実践レベル *区分 50-30 のみ	A・B C・D	
審査結果	適 合 ・ 不 適 合	

年 月 日

長野県知事 様

審査機関の長 印

信州の環境にやさしい農産物認証現地確認調査の結果について(報告)

年 月 日付け 号で審査依頼のありました申請内容について、現地確認調査をした結果は下記のとおりです。

記

現地確認調査結果

認証番号	申請者氏名	品目	認証区分	適・否	備考

※別記第7号様式の2 個票を添付

## 信州の環境にやさしい農産物認証現地確認調査結果

調査年月日： 年 月 日  
 地域振興局名：  
 審査員氏名： 印

## 1 申請者等（団体にあつては団体名及び代表者氏名）

認証番号		品目	
申請者			
生産者		生産工程管理者	

## 2 計画変更 有 ・ 無

## 3 審査項目

項目	状況	特記事項
生産ほ場の区別 (看板の設置)	有 ・ 無	
土 づ く り	有 ・ 無	
肥料の使用	適 ・ 否	
農薬の使用	適 ・ 否	
I P M 実践レベル (*区分 50-30 のみ記載)	A ・ B ・ C ・ D	
審査所見		
審査結果	適合 ・ 不適合	

## 4 栽培管理状況

項目	特記事項
種子 ・ 種苗	
作物生育状況	
病虫害発生状況	
雑草防除	
ほ場管理	
施設管理	



信州の環境にやさしい農産物認証取消通知書

住所

氏名

信州の環境にやさしい農産物認証要綱第7条第1項の規定により、 年 月 日付け長野県指令番号で通知した認証（認証番号）については、次の理由により認証を取り消します。

年 月 日

長野県知事

印

理由

※認証取消届出書による取消以外の場合は、以下の文を記載

この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、知事に対して異議申し立てをすることができます。

また、この処分の取り消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日から6ヶ月以内に知事を被告として、裁判所に処分の取り消しの訴えを提起することができます。

信州の環境にやさしい農産物生産計画変更届

年 月 日

長野県知事 様

住 所：  
氏 名（団体にあつては、団体名及び代表者氏名）

印

（自筆の場合は押印不要）

電話番号：

年 月 日付け長野県指令第 号（認証番号： ）で認証を受けた「信州の環境にやさしい農産物」（品目： ）について、下記により変更が生じたので、信州の環境にやさしい農産物認証要綱第8条第1項の規定に基づき届け出ます。

記

1 変更の内容

項目	計 画	変 更 後

※ 信州の環境にやさしい農産物生産計画書のうち、該当部分を修正し、添付。

2 変更の経緯

3 対応措置（事故の場合のみ）

（以下、審査員使用欄（届出者は記載不要））

平成 年 月 日付けで提出された上記変更届の内容について、信州の環境にやさしい農産物認証要綱第8条第3項に基づき、書類及び現地審査を実施した結果、認証基準に 適合 ・ 不適合であることを確認しました。

（不適合の場合、その理由を記載）

審査員 氏名

自署（ゴム印の場合は捺印）

## 信州の環境にやさしい農産物認証取消届出書

年 月 日

長野県知事 様

住 所 :

氏 名 (団体にあつては、団体名及び代表者氏名)  
:

印

(自筆の場合は押印不要)

電話番号 :

認証番号 :

年 月 日付け長野県指令第 号 (認証番号) で認証を受けた「信州の環境にやさしい農産物」について、下記の理由により認証基準を満たすことができなくなったため、信州の環境にやさしい農産物認証要綱第 9 条第 1 項 5 号の規定に基づき届出ます。

記

1 理由

2 対応措置 (事故の場合)

信州の環境にやさしい農産物生産・販売実績報告書（ 年産）

年 月 日

長野県知事 様

住 所：

氏 名（団体にあつては、団体名及び代表者氏名）

：

印

（自筆の場合は押印不要）

電話番号：

このことについて、信州の環境にやさしい農産物認証要綱第 9 条第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 信州の環境にやさしい農産物の生産販売状況等

認 証 番 号	
品 目	
生 産 面 積 (a)	
生 産 量 (kg)	
販売 (出荷) 量 (kg)	
販 売 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
主 な 販 売 先	
在 庫 量 (kg)	

2 認証票の利用状況

認 証 票 の 利 用 方 法 (該当項目に○ 複数選択可)	1. 農産物への直接貼付 2. 容器包装類への貼付 3. 容器包装類への印刷 4. 表示しない
そ の 他 ※ 1	

※1 ポスター、チラシ等に利用した場合は、使用状況を記載する。

3 認証票の製作数量等

製 作 数 量 (枚) (a)		繰越数量(枚) (b)※2	
当 初 保 有 数 量 (枚) ( c = a + b )		使 用 数 量 (枚) (d)	
廃 棄 数 量 (枚) (e)		残 存 量 (枚) ( f = c - d - e )	

※2 前年からの繰越がある場合は記載する。

## 信州の環境にやさしい農産物認証票使用許可申請書

年 月 日

長野県知事 様

(申請者)  
住 所  
〒

氏 名 (団体にあっては、団体名及び代表者氏名)

印

電話番号：

(※) F A X 番号：

(※) e-mail アドレス：

(※) ホームページURL：

(※は、任意。HP掲載希望の場合は記入してください)

このことについて、信州の環境にやさしい農産物認証要綱第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

### 記

#### 1 入荷先

認 証 番 号	
認 証 生 産 者 名	
品 目	
区 分	

#### 2 販売予定数量等

販 売 予 定 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
販 売 予 定 量 (kg)	

3 認証票の使用計画※

認 証 票 の 使 用 方 法 (該当項目に○ 複数選択可)	制 作 枚 数 等
1.農産物への直接貼付	枚
2.容器包装類への貼付	枚
3.容器包装類への印刷	枚
4.その他（チラシ広告、売り場看板等 具体的に記入）	

※ 表記例を添付

4 使用予定店舗名等

所 在 地	会 社 名 ・ 店 舗 名 等

## 信州の環境にやさしい農産物認証票使用許可書

住所

氏名

信州の環境にやさしい農産物認証要綱第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、 年 月 日付け  
で申請があったことについて、次の条件を付して認証票の使用を許可します。

年 月 日

長野県知事

印

## 認証票の使用に関する条件

使用許可期間	年 月 日 ~ 年 月 日
使用店舗名等	
入荷先 (認証生産者名)	
認証番号	
品目(区分)	
販売予定販売量	
認証票の利用方法	
認証票の作製枚数	
その他の条件	<ul style="list-style-type: none"><li>・関係法令を遵守し、誠実に事業を行うこと</li><li>・認証票の使用にあたり第三者に損害を与えた場合は、全責任を負うこと</li></ul>

信州の環境にやさしい農産物認証票使用実績報告書（ 年産）

年 月 日

長野県知事 様

(申請者)  
住 所  
〒

氏 名 (団体にあっては、団体名及び代表者氏名)

印

電話番号：

年 月 日付け長野県指令 号により許可されたこのことについて、信州の環境にやさしい農産物認証要綱第 1 1 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 入荷先

認 証 番 号	
認 証 者 名 等	
品 目	
区 分	

2 販売数量等

販 売 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日
販 売 量 ( kg )	



3 認証票の使用実績

認 証 票 の 使 用 方 法 (該当項目に○ 複数選択可)	制 作 枚 数 等
1.農産物への直接貼付	枚
2.容器包装類への貼付	枚
3.容器包装類への印刷	枚
4.その他 (チラシ広告、直売所看板等を具体的に記入)	

※ 表記例を添付

4 使用店舗名等

所 在 地	会 社 名 ・ 店 舗 名 等